



京都市 輝く地域企業表彰を受賞されました！



株式会社 設計京北 様

「京都市 輝く地域企業表彰」は地域で長年親しまれている事業者や安心安全への貢献、文化の承継、自然環境の保全等、地域に根差して企業活動に取り組まれる事業者を表彰するもので、令和5年度表彰全53事業者のうち本会からは株式会社設計京北様選ばれ、去る1月17日(水)、京都経済センターで行われた表彰式にて市長表彰を受けられました。今後の益々のご活躍をお祈りいたします。

事業継続力強化計画の認定を受けられました！



有限会社 京都業務食品 様

「事業継続力強化計画」は中小企業のための簡易なBCP(災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画)と位置づけられており、経済産業大臣が認定する制度です。中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として、将来的に行う災害対策等の計画を策定します。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

新入会員様のご紹介

～どうぞよろしくお願いいたします。～ (令和6年3月22日(金) 第4回理事会受付分)

地区	事業所名	氏名(敬称略)	業種
細野	株式会社 人見石巧業	人見 真一郎	建設業
周山	フジキパワーステーション	藤木 健	サービス業
特別	福田真 株式会社	中村 光宏	サービス業



補助金

LPガス・特別高圧電力利用事業者 経営改善支援事業費補助金

京都府では、LPガス・特別高圧電力の価格高騰等の影響により、厳しい経営状況にある府内の中小企業の事業継続と経営改善を目的として、省エネ設備・機器やシステム導入に取り組む事業者を支援するため、「LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金」を設けています。

<補助対象者>

京都府内に事業所等を有している次の何れか事業者

- ①LPガス(自動車燃料は除く)を利用している中小企業者
- ②特別高圧電力を利用している中小企業者

<申請・受付期間>

令和6年8月30日(金)まで

※申請状況により、受付期間内であっても早期に受付を終了する場合があります。

※昨年実施された1次・2次募集にお申し込みいただいた事業所も今回の募集に申請可能です。

申請区分	① LPガス	② 特別高圧電力
補助率	3/4以内	
補助額	2～20万円(税抜)	10～1,000万円(税抜)
補助対象期間	令和6年2月1日(木)～令和7年1月31日(金) ※補助対象期間内に事業完了(発注、購入、納品、及び支払いまで)するものが対象。	
補助対象事業	LPガスと接続して使用する下記に該当する機器や部品 ①業務用厨房機器 ②温水機器 ③暖房・冷房機器 ④発電機器 ⑤洗濯機・衣類乾燥機 ※ただしガスカートリッジ交換式、質量販売で供給される機器及び災害用機器は除く。	下記に該当する設備・機器や部品 ①空調・換気、冷凍・冷蔵設備 ②ポンプ・ファン、コンプレッサ ③ボイラ、工場炉等の熱設備 ④照明、受変電、電気設備 ⑤電動機、電気加熱設備 ⑥生産設備、排水設備 ⑦再生可能エネルギー設備
	<共通> 経営効率化のために導入するシステム	

◆ 京都府 LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金センター

電話番号:050-3662-5739(平日9:30～17:30)

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/20240209lptokkou.html>

給与支払者(事業所)向け 定額減税説明会のご案内

「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正の内容が決定され、改正法案が成立し施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。この場合、令和6年6月1日以降最初に支払う給与等から対応が必要となります。早期に準備に着手できるよう、右京税務署ならびに右京納税協会では下記日程で説明会を実施されますので、該当する給与支払い者(事業所)様はこの機会に是非ご参加ください。

<定額減税の対象となる人>

令和6年分所得税納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人。

<定額減税額>

定額による減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ①本人(居住者に限ります) 30,000円
- ②同一生計配偶者及び扶養親族(いずれも居住者に限ります) 一人につき30,000円

<説明会スケジュール> ※3月27日(水)現在

開催日	時間	主催	会場	定員
4月10日(水)	14時～15時30分	右京税務署	右京税務署 3階第1会議室	30人
4月25日(木)	14時～16時	右京税務署 (公社)右京納税協会	ラポール京都 2階ホール (京都労働者総合会館)	150人
5月8日(水)	14時～15時30分	右京税務署	右京税務署 3階第1会議室	30人
5月22日(水)	14時～15時30分	右京税務署	右京税務署 3階第1会議室	30人

会場住所

右京税務署 … 京都市右京区西院上花田町10-1
ラポール京都 … 京都市中京区壬生仙念町30-2

※いずれの会場も「国税庁 LINE 公式アカウント」からの事前申し込みが必要です。事前申し込みの方法については右京納税協会ホームページをご確認ください。

◆公益社団法人 右京納税協会 <https://www.nk-net.co.jp/ukyo/>

◆国税庁 定額減税特設サイト <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugensei/index.htm>

令和6年度雇用保険料率のご案内

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

(令和5年度と同率です)

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き3.5/1,000です。(建設の事業は4.5/1,000です)

<令和6年度の雇用保険料率>

事業の種類 負担者	①労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

小規模企業共済・経営セーフティ共済のご案内

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構
中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

小規模企業共済制度

- 制度の特長
- 1 経営者のための**退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は**全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も**税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

- 中小企業倒産防止共済制度の特長
- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は**税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に**
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済 経営セーフティ共済

資金繰り

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

マル経融資は日本政策金融公庫が貸付を行うもので、商工会で経営指導を受けている(原則6か月以上)小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保無保証でご利用できる制度です。ご利用にあたっては所属商工会の推薦が必要となりますので、融資をお考えの方は商工会までご相談ください。

	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利率(年)	1.30% ※令和6年3月27日(水)現在	

青年部だより

～新年会を開催しました～

1月27日(土)、料理旅館すし米さんにて新年会を開催しました。はじめに定例会議を行い、令和5年に行った事業の振り返りや令和6年の活動計画を協議した後、お待ちかねの新年会となりました。食事をしながら、新年の抱負をそれぞれ語り合うなど会話も弾み、終始笑い声の絶えない楽しい会となり、部員間の交流が図られました。

(写真は令和5年事業の一つである京北ふるさとまつりに出店した際の様子)



女性部だより

～ワークショップ

京北産ひのきの時計作り～

3月18日(月)、商工会館にてワークショップを開催しました。内容は京北産ひのきとお花を使った自分だけのオリジナル時計作りです。いろいろな可愛いパーツを使って、思い思いのデザインを模索。「これどう?」「何をつけようか?」と会話があったと思えば、皆さん作業に集中するあまり、静かな場面もありました。また「モノ作りの楽しみがわかり、よい機会になった」といった声も聞かれました。



第63回通常総会は5月24日(金)10時から

— 役員さんの選任、会費値上げ等の重要議題を審議いただきます —

商工会だより令和5年度第1号でもお伝えしましたとおり、昨年度までの総代会は令和6年度からは「総会」になります。

改めまして、これまで総代としてお世話になった皆様のご協力に紙面をお借りして感謝申し上げますとともに、今後は一般会員様全員にご案内をいたしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

当日は次期3年間(令和6～8年度)の役員さんを選任いただくとともに、持続可能な商工会運営を目指すため、会費の値上げ等が議題となります。議案については後日送付いたしますが、多くの皆様のご出席をお願いいたします。

日 時 : 5月24日(金) 10時～

場 所 : 商工会館

事務局からのお知らせ

<退職のご挨拶>

この度、3月末日をもちまして事務局を退職させていただくことになりました。

公務員あがり、右も左もわからないままの3年間でしたが、会員事業所並びに役職員の皆様方のお支えにより勤めることができたこと、書面をお借りして厚くお礼申し上げます。

60有余年の伝統を有する商工会及び商工会に結集された会員事業所の皆様方の今後益々のご発展、ご健勝を祈念申し上げ、退職のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長 河合 正晃

詳しくはホームページへ
中退共 検索

お問合せはお気軽に
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234
FAX (03) 5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

簡単
社外積立て
管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安全
国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合
掛金の一部を国が助成します。

中退共の
退職金制度なら

社長の決断、
応援します。

退職金

商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <https://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール keishoko@skyblue.ocn.ne.jp